

旭川医科大学病院小児がん・思春期若年成人(AYA)世代がん支援チーム細則

(令和6年7月10日病院長裁定)

(設置)

第1条 旭川医科大学病院腫瘍センター規程(平成19年旭医大達第23号)第8条の規定に基づき、旭川医科大学病院(以下「本院」という。)腫瘍センター診療連携部門に、小児がん・思春期若年成人(AYA)世代がん支援チーム(以下「チーム」という。)を置く。

(定義)

第2条 この細則において、思春期若年成人(AYA)世代(以下「AYA世代」という。)とは、主に15歳から39歳までの世代をいう。

(目的)

第3条 チームは、小児がん・AYA世代がん患者とその家族(以下「患者等」という。)に対する診療及びその研究・教育の推進を目的とする。

(業務)

第4条 チームは、患者等、本院職員、地域の医療機関等に対し、小児がん・AYA世代がんに係る次の業務を行う。

- (1) 長期フォローアップを含む適切な診療の提供に関する事。
- (2) 患者等への診療に係る情報の提供に関する事。
- (3) 地域の医療機関、医療従事者等に関する情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 患者等への相談支援に関する事。
- (5) 診療と共同して臨床研究等を行うことができる体制の整備に関する事。
- (6) 診療に係る職員の教育及びチームの広報に関する事。
- (7) 患者会等に対する支援に関する事。
- (8) その他チームが担う活動に関する事。

(組織)

第5条 チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医師 若干人
- (2) 看護師 若干人
- (3) 医療ソーシャルワーカー 若干人
- (4) その他チームに必要と認める者 若干人

2 前項各号に掲げる者は、病院長が指名する。

(リーダー)

第6条 チームにリーダーを置き、腫瘍センター長の推薦に基づき、病院長が指名する。

2 リーダーは、腫瘍センター長の命を受け、チームの業務を統括する。

3 リーダーに事故があるときは、予め指名したチームの者がその職務を代行する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、チームの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和6年7月10日から施行する。

【制定理由】

チームを設置することで、小児がん・AYA 世代がん診療体制等の充実を図る。